

<p>(受理番号) 3-3</p>	<p>(受理年月日) 令和3年2月10日</p>
	<p>陳 情</p>
<p>件 名</p>	<p>監査委員からの裁判結果を待たずに政務活動費改革を求める「議会に対する要望」を無視しないことについて</p>
<p>要 旨</p>	<p>市民オンブズ香川が、今年度、「政務活動費7000万円強の返還」を求めて行った住民監査請求に対し、複数の議員が収支報告を修正して交付金の一部を返還した。</p> <p>監査委員は「監査の結果」の文章を通じて、6年連続で、厳しい「議会に対する要望」を「強く要望する」という表現で突きつけている。</p> <p>今年度の監査結果では、とりわけ「裁判の結果を待つことなく、早急にマニュアルの改訂を」と強調している点を無視してはいけない。</p> <p>香川県議会議員の政務活動費返還を求める裁判は、今年の2月1日に結審し、4月に判決が出される。</p> <p>香川県議会が、監査委員からの「要望」を無視しないなら、今年度内に「政務活動費マニュアルの改訂」のために、議会改革検討委員会を始動する必要がある。</p> <p>議会改革のテーマは他にもあるだろうが、6年も前から監査委員が「強く要望」しているテーマはこれしかない。監査委員の「要望」と同趣旨の「陳情」について、県議会は5年間も「継続審査」を続け、今なお「継続審査」状態の政務活動費改善の「陳情」もある。もう「審査」という名の放置はやめよ。</p> <p>西川議長が、監査委員の強い「要望」を無視しないのなら、今年度内に議会改革検討委員会を立ち上げて招集し、最初に監査委員からの強い「要望」を全議員に周知徹底した上で、「政務活動費マニュアルの改訂」作業に取りかかるしかない。</p> <p>監査委員が「改めて」「強く要望」している4項目のうち、マニュアルの文章改訂を待たずにも実行できる内容、</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 会派からの収支報告書（領収書）等の提出 4 さらなる透明性の確保・・・視察や研修に係る報告書等の提出や、政務活動費の使途を裏付ける領収書等を議会のホームページで公表する <p>などは、来年度から先行実施すべきではないか。</p> <p>監査委員の「議会に対する要望」を無視せず、「裁判の結果を待つことなく、早急に」政務活動費マニュアルの改訂をする、という目的を明確にして、議会改革検討委員会での検討を今年度内に始めることを強く求める。</p>